

大学の資産運用の促進・高度化 に向けたガイドブック 概要

令和 8 年 7 月 22 日

文部科学省・経済産業省

「大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブック」の概要①（背景・趣旨）

ガイドブック策定の背景・趣旨

- 大学において、中長期的に質の高い教育研究を行っていくためには、**財務基盤の強化**が不可欠。特に、私立大学では、今後の大学進学者の大幅減少に伴う学納金収入の減少を踏まえると、計画的な**資産運用等による財源の多様化は急務**。
- 昨今の**インフレ環境下**では、多くの大学で行われている**「預金・債券中心」の運用**のみでは、**実質的な資産価値が目減り**するなど、大学の経営基盤強化等のために十分なリターンを確保することが困難であると想定されるため、**株式等のリスク性資産への投資も含め、資産運用の促進・高度化が必要**。
※大学の資産運用が促進・高度化することで、大学の運営基盤・財務基盤の強化はもとより、結果的に資本市場の活性化や産業・技術のイノベーションにも資する。
- こうした状況等について、**理事長・理事等がしっかりと認識**したうえで、法人として**中長期的な視点に基づく資産運用の基本スタンスを定める**ことが重要。

大学の資産運用の促進・高度化に向けて、**国として国公私を通じた大学向けガイドブックを策定し、全国の大学に普及・展開**

【ガイドブックの構成（目次）】

I はじめに

1. 本ガイドブック作成の背景
2. 本ガイドブックの位置づけ

II 大学の資産運用に関する現状・基本的認識

1. 大学における資産運用の位置づけ
＜コラム① 我が国における企業年金の運用高度化の歴史＞
＜コラム② 米国大学基金の運用高度化の歴史＞
2. 大学の資産運用における現状と課題
3. 大学の資産運用に関連して把握しておくべき概念
（アセットオーナー・プリンシプル、フィデューシャリー・デューティーなど）

III 資産運用の開始・見直しに当たって検討すべき事項

1. 運用目的、運用目標、運用方針
＜コラム③ 各資産の特徴・リスク・リターン特性＞
2. 資産運用を行う体制・ガバナンスの整備
3. 運用状況の評価・情報提供（「見える化」）

IV 資産運用のさらなる規模拡大・高度化に向けて

1. 資産運用の規模拡大
＜コラム④ 米国における寄付制度の概要＞
2. 資産運用の高度化
＜コラム⑤ 国際基督教大学における取組事例＞

＜参考資料＞

- ①「大学の資産運用実態把握等調査」の結果 ②取組事例集 ③チェックリスト

「大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブック」の概要②（現状・課題）

大学の資産運用の現状・課題

- 【小中規模法人】運用資産の大部分を**現金預金・国内債券**が占めるなど**安全性を重視した運用**が中心。
- 【大規模法人】全体としては、**株式やオルタナティブ資産**も含めた**多角的なポートフォリオが構築**されている。
他方、**大規模法人の中でも二極化**。（例：大規模法人（学校法人）でも現金預金・債券が8割を超える法人が約6割）



「預金・債券」は、インフレ環境の下では実質的な資産価値が目減りし、将来の購買力を維持できなくなるリスクがあるため、株式等のリスク性資産への投資も前向きに検討する必要。

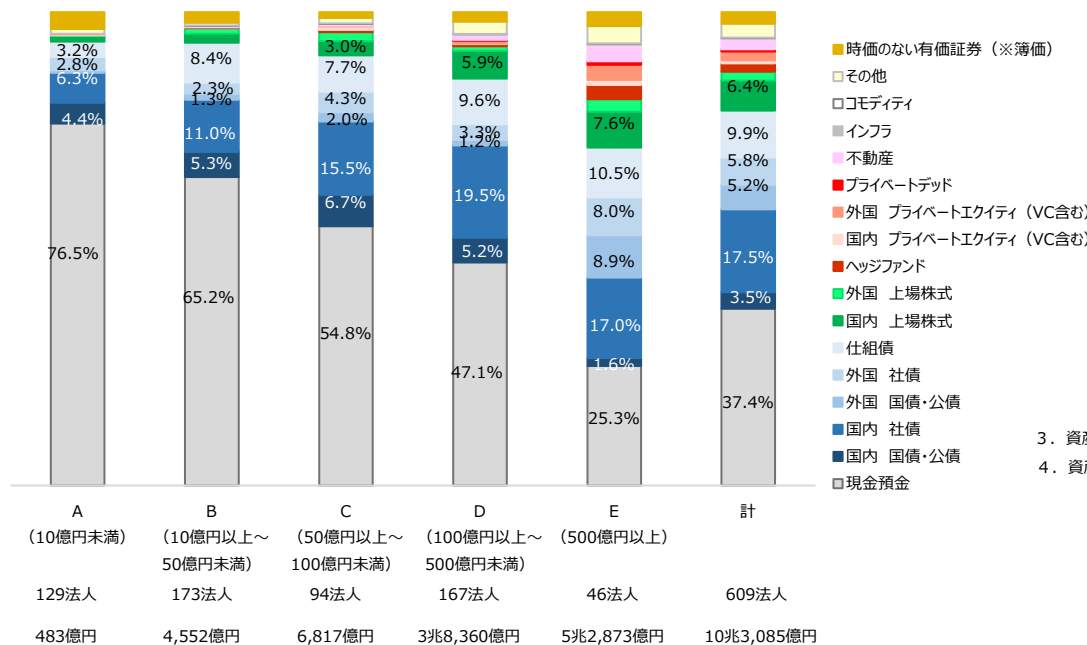
※ **学校法人**では「**仕組債**」の運用が多い（全体の1割程度）ところ、「仕組債」は複雑な金融商品であり、**大きな損失の可能性**や流動性リスクがあるため、そうした**特性・リスクも正確に理解したうえで、慎重に投資の可否を検討・判断する必要**。

※ **国立大学法人**では、全体の8割が小中規模法人となっており、単独で多様な運用実施が困難な場合もあり、**運用規模の拡大も今後の検討課題**。

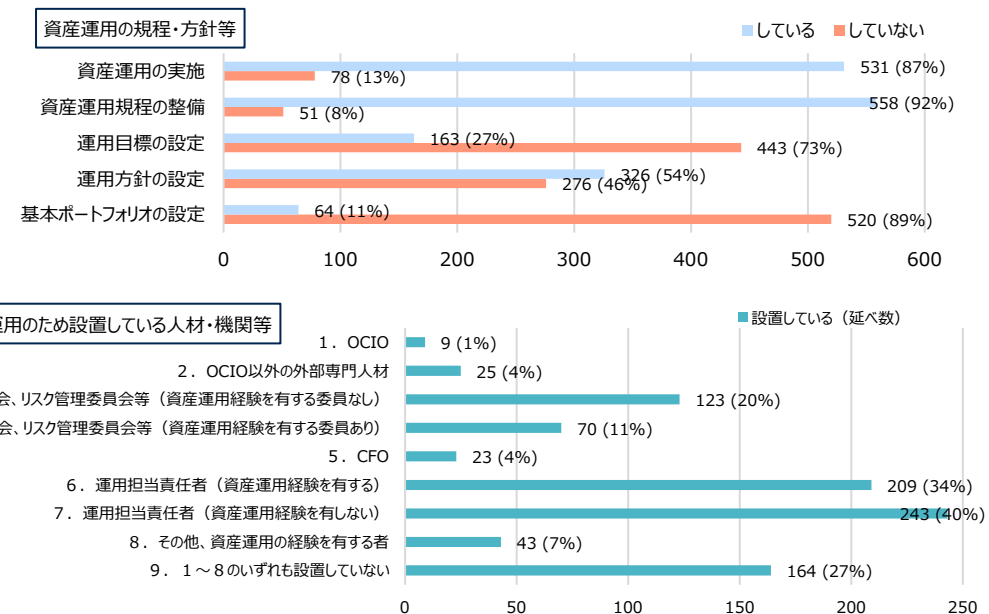
- **運用目標等を未設定**の法人が多く、資産運用のための**人材・機関等の設置も進んでいない**など、**体制・ガバナンスの整備に課題**。

文部科学省の平成21年通知や寄附行為作成例の記載が学校法人の安全面を過度に重視した運用の要因となっているとの指摘があるが、それらは学校法人の**株式など元本保証のない商品による資産運用を妨げるものではない**ことを明確化

【学校法人の運用対象資産構成】



【学校法人の資産運用体制】



「大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブック」の概要③（基本的概念）

【アセットオーナー・プリンシプル】

アセットオーナーが**受益者等の最善の利益**を勘案して、その資産を運用する責任（**フィデューシャリー・デューティー※**）を果たしていく上で必要となる共通の原則。

アセットオーナーの範囲は、**公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンド**のほか、例えば資産運用を行う**大学**など幅広く、その規模や運用資金の性格等は様々。

経 緯：令和6年3月～6月に、新しい資本主義実現会議の下、「アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会」において議論を行い、令和6年6月よりパブリックコメントを実施し、**令和6年8月28日に公表**。

枠組み：プリンシプルの受入れは任意。「**コンプライ・オア・エクスプレイン**」（**原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか**）の手法を取る。
プリンシプル受入れ時は、所管省庁に表明し、**内閣官房において受入状況を一覧化して公表**。

- | | |
|--------|--|
| ＜原則 1＞ | アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという 運用目的を定め 、適切な手続に基づく意思決定の下、 経済・金融環境等を踏まえつつ 、運用目的に合った 運用目標及び運用方針を定めるべき 。
また、これらは 状況変化に応じて適切に見直すべき 。 |
| ＜原則 2＞ | 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて 専門的知見に基づいて行動 することが求められる。
そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な 人材確保などの体制整備を行い 、その体制を 適切に機能させる とともに、 知見の補充・充実のために必要な場合 には、 外部知見の活用や外部委託を検討すべき 。 |
| ＜原則 3＞ | アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、 自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行う ほか、投資先の分散をはじめとする リスク管理を適切に行うべき 。
特に、 運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理 しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべき。 |
| ＜原則 4＞ | アセットオーナーは、ステークホルダーへの 説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべき 。 |
| ＜原則 5＞ | アセットオーナーは、 受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり 、自ら又は運用委託先の行動を通じて スチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべき 。 |

※フィデューシャリー・デューティー

「受託者責任」と訳され、資産運用を行う幅広いアセットオーナーが、受益者等の最善の利益を勘案し、その資産を運用する責任のことを指す。

大学の理事や理事会は、大学を取り巻くステークホルダーから資産運用の財源と権限を託されたフィデューシャリーとして、適切に資産運用を行う責任を負う。

＜アセットオーナー・プリンシプルの受入れ状況（令和8年7月1日時点）＞ 国立大学法人：13法人、学校法人：23法人

「大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブック」の概要④（大学に求められる対応）

資産運用の促進・高度化に当たっての対応

（１）基本スタンスの策定

運用目的・運用目標・運用方針の３点は、法人としての資産運用の基本スタンスを示す重要なものであり、理事長等のリーダーシップの下、理事会等として責任を持って検討・策定し、関係者間で十分に認識を共有することが重要。

- ① **運用目的**（何のために資産運用を行うか、運用収益を何に活用するか） ※大学の使命や経営方針、将来構想等を踏まえて設定することが重要。
- ② **運用目標**（資産運用により目指すターンや許容するリスクの水準） ※インフレ下では資産の実質的価値の目減りを避けるため、実質ターンを意識した目標設定が重要。
- ③ **運用方針**（基本ポートフォリオ、運用規模・期間、モニタリング・見直しの在り方等） ※外部機関に判断等を委ねるのではなく、法人として自ら方針を定め、適切に管理等を行う必要。

（２）体制・ガバナンスの整備

資産運用に当たっても法人としてのガバナンスが不可欠であり、理事会等の執行部における意思決定手続、モニタリング体制、責任の所在等を明確化し、適切な統制環境を整備することが重要。

主な対応

- ① **理事会等としての意思決定・モニタリング** ※理事は、「善管注意義務」に基づき、資産を不用意に毀損させないことが求められるが、損失が生じたこと自体に対する結果責任を問うものではない。
- ② **資産運用委員会**等の設置
- ③ **責任者（担当理事）・実務担当者**の決定及び**権限明確化**
- ④ OCIOなど**外部の専門的知見の活用**（必要に応じて） ※監事は、法人が定めた方針から外れた資産運用が行われていないかなどの監査を通じて、適切な資産運用の実施を担保することも期待される。
- ⑤ 適切な資質・能力を備えた**人材の計画的な確保・育成**

（３）評価・情報提供

- ① 運用状況の適切な**評価・見直し** ※評価に当たっては、単年度・短期的損益ではなく中長期的な視点で評価を行うとともに、時価ベースでのトータル・リターンやインフレ影響を加味した実質ターンの把握が重要。
- ② 運用状況の**情報提供・見える化** ※運用状況の評価は、資産運用委員会等を中心に実施しつつ、適時、理事会等への報告等を行い、理事長・理事等が自ら状況を把握し、PDCAサイクルを実効的に機能させることが重要。
- ③ **学校法人会計**の取扱い（時価情報の開示） ※学校法人会計に関しては、現行制度上も時価情報について一定の開示を行うこととなっているが、今後、計算書類の注記及び事業報告書における記載充実を予定。

※「アセットオーナー・プリンシプル」（令和６年８月 内閣官房策定）は、アセットオーナーが受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任を果たしていくうえで有用と考えられる共通の原則であり、大学が資産運用を行う場合には、アセットオーナー・プリンシプルの受入れを行うことが望ましい。

※寄付金収入など外部資金調達の拡大や、複数の大学の共同運用によるスケールメリットの享受などにより、資産運用のさらなる規模拡大・高度化を図っていくことも重要。

「大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブック」の概要⑤（実践）

ガイドブックでは、これまで預金・債券のみの運用を行ってきた法人等の参考となるよう、以下の内容についても記載。

これまで預金・債券のみの運用を行ってきた法人が初めてリスク性資産の運用を行う場合には、まずは以下のような方法からスタートし、運用実績や法人内での知見の蓄積等の状況を踏まえながら、徐々にステップアップしていくことも考えられる。

- ・ 預金・債券のうち、短期的な支払いに充てることを予定していない資金の一定割合をリスク性資産に振り向ける。
- ・ リスク性資産の中でもリスクの高い個別銘柄等への投資は行わず、比較的风险が低いもの、運用コストが低いもの、運用に当たり高度な知見等が求められないもの（例：国内外の株式等に分散投資するファンド（投資信託）等）を中心に据える。
- ・ その際、ポートフォリオ全体でのリスクヘッジの観点から、インフレ耐性も含めた特性や値動きの異なる多様な資産を組み合わせることが重要であり、債券については、物価連動型国債のように、インフレに伴って償還額が増加する商品などを活用することも有効である。
- ・ 金融機関において、複数の大学から資金を受け入れて様々な資産に分散投資を行うファンド（投資信託）もあり、個々の大学の状況に応じてこうしたファンドを活用することも、単独では取り組みにくい多様な資産への分散投資を実現する手段として有効である。

【コラム】各資産の特徴・リスク・リターン特性

各資産の特徴・リスク・リターン特性を整理しつつ、資産運用の目的や期間に応じた組み合わせが重要である旨を記載。

（１）伝統的資産

①預金 ②債券（国債等の公債、社債） ③株式 ④投資信託・ETF（上場投資信託）

（２）オルタナティブ資産（プライベートエクイティ、プライベートデット、ヘッジファンドなど）

【参考】大学の資産運用に関する政府の方針と文部科学省の取組

＜政府の方針＞

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版（令和7年6月13日）（抄）】

Ⅶ. 資産運用立国の取組の深化

5. 資産運用業・アセットオーナーシップの更なる高度化

②アセットオーナーシップ改革の更なる推進

国立大学法人、公立大学法人及び学校法人については、海外では基金の運用によって運営資金の確保等が行われていることを踏まえ、ポートフォリオを始めとする資産運用・資産管理に係る実態把握を進めるとともに、（略）アセットオーナー・プリンシプルの検討状況を年末を目途に整理する。

【2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議 審議まとめ（令和8年2月19日）（抄）】

- 学校法人の経営力を強化するため、学校法人の経営方針や経営状況を踏まえた計画的な資産運用や寄付金収入の拡充、産業界等との連携による受託事業収入の増大などによる財源の多様化を推進する。

【日本成長戦略（令和8年7月21日）（抄）】 ※日本成長戦略会議（資産運用立国推進分科会）において議論（令和8年1月～4月）

3. 金融を通じた潜在力の解放

iii) 国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備

- ・ 大学における資産運用の促進・高度化に向けたガイドブックの策定・周知や、好事例の横展開、共同運用の促進等を実施する。

＜文部科学省としての主な取組＞

【大学の資産運用の実態把握等に係る調査（令和7年10月～令和8年2月）】

- ・ 国立大学法人・公立大学法人・学校法人を対象に、資産運用の実態や運用体制等に関する調査を実施。
- ・ 調査結果の概要は、令和8年4月に、日本成長戦略会議・資産運用立国推進分科会に報告。

【「大学の資産運用の在り方に関する研究会」における大学向けガイドブックの検討・取りまとめ（令和8年7月22日）】

- ・ 文部科学省と経済産業省の合同で「大学の資産運用の在り方に関する研究会」を開催（構成員：有識者、大学関係団体、資産運用コンサル）。
- ・ 令和7年10月～令和8年4月まで、4回の研究会を開催し、大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブックの内容について議論。
- ・ 令和8年7月22日に、文部科学省・経済産業省の連名で大学向けガイドブックを公表（調査結果の詳細、取組事例集、チェックリストもあわせて公表）